

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第12号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第15条中「部長」の右に「又は体育健康教育室長」を加える。

「総務課

「総務課

学校文書集配センター

学校文書集配センター

第16条中 企画課 を 調査課 に,

調査課

教職員給与課

教職員課

教職員人事課

人事主事室

」

人事主事室

」

「学校指導課

「教育計画課

指導主事室

学校指導課

を 西京高等学校新学科企画推進室 に,

西京高等学校新学科企画推進室」

工業高校改革推進室

音楽高校改革推進室

」

「生涯学習部

生涯学習推進課 を「生涯学習部」に改める。

社会教育課

家庭地域教育支援課」

第17条総務部の款総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 広報及び広聴に関する事。
- (3) 政策に係る事務の企画及び調整に関する事。
- (4) 議会、教育委員会議その他会議に関する事。
- (5) 職員団体及び労働組合に関する事。
- (6) 計理に関する事。
- (7) 行財政運営の効率化及び適正化に関する事。
- (8) 文書類の集配に関する事。
- (9) 特命に関する事。
- (10) 総務部の他の課及び室並びに他の部及び室の所管に属しない事。

第17条総務部の款企画課の項を削る。

第17条総務部の款教職員課の項を次のように改める。

教職員給与課

- (1) 教職員の給与に関する事。
- (2) 教職員の福利厚生に関する事。

第17条総務部の款教育環境整備室の項の前に次の1項を加える。

教職員人事課

- (1) 教職員の人事に関する事。
- (2) 教職員の人事及び給与に係る調査及び企画に関する事。

第17条指導部の款教育計画課の項を削り、同款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 学校教育の指導に関する事。

- (3) 学校教育活動の振興に関すること。
- (4) 人権教育に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設の管理運営及び学校との連絡調整に関すること。

第17条指導部の款学校指導課の項の次に次の2項を加える。

工業高校改革推進室

- (1) 洛陽工業高等学校及び伏見工業高等学校の改革に関すること。

音楽高校改革推進室

- (1) 音楽高等学校の改革に関すること。

第17条生涯学習部の款を次のように改める。

生涯学習部

- (1) 生涯学習の計画に関すること。
- (2) 生涯学習の振興に関すること。
- (3) 生涯学習施設との連絡調整に関すること。
- (4) 成人教育，女性教育及び青年教育に関すること。
- (5) 人権思想の普及及び高揚を図るための啓発活動の調整に関すること。
- (6) 家庭教育及び地域教育の支援に関すること。

第19条第7項中「置かない」の右に「部及び」を加え，同条第10項を次のように改める。

10 次の表の左欄に掲げる部及び室に同表右欄に掲げる課長を置く。

体育健康教育室	子ども安全課長 保健課長 体育課長 給食課長
生涯学習部	生涯学習推進課長 社会教育課長 家庭地域教育支援課長

第19条第11項中「課」を「部，課」に改め，同項の表を次のように改める。

総務部 総務課	庶務係長 総務人事係長 企画広報係長 企画労務係長 計理係長
総務部 調査課	調査学事係長 学校経理係長 就学援助係長

総務部教職員給与課	福利係長 給与係長
総務部教職員人事課	企画係長 人事係長
総務部教育環境整備室	管理防災係長 用地係長 施設整備係長 学校冷房化推進係長 校地整備係長 設計係長 建設計画係長
指導部学校指導課	企画推進係長 初等教育係長 中等教育係長 人権教育推進係長 人権教育企画係長
指導部総合育成支援課	総合育成支援係長
指導部情報化推進総合センター	情報化推進係長 情報統計係長 情報教育係長
指導部生徒指導課	育成指導係長
生涯学習部	生涯学習振興係長 生涯学習計画係長 社会教育係長 女性青年係長 家庭地域教育係長 みやこども土曜塾推進係長

第20条第7項中「第10項」の右に「の表の右欄」を加え、同条第10項中「家庭地域教育支援課」を「生涯学習部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

2 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「指導部教育計画課」を「指導部学校指導課」に改める。

別表指導部教育計画課の項を削る。

(教育委員会事務局総務部総務課)